

平成18年度事業計画（案）

平成18年度の事業計画（案）を次のとおり策定したのでその承認を求める。

1．司法書士制度の基盤の整備強化を図る

簡裁代理権の取得は司法書士の歴史の中で大きな意味をもつ転機ともなった。

この職務範囲の拡大はこれまでに多くの先輩達が作り上げてきた地道な社会的活動や長い期間に亘って培われてきた信頼業務の成果である。その中で特に全国津々浦々に点在する先輩司法書士が、それぞれの地域住民へのきめ細かな法的サービスを行ってきた功績は忘れてはならない。

しかしながら現在、弁護士と同様司法書士の都市集中が進み、地域の過疎化と並行したように司法書士過疎も生じつつある。住民がいつでもどこでも法的サービスを受けられるための担い手が必要なことは、過去も現在も変わりはない。むしろ高齢者問題及び福祉を含めた人権問題、経済的、社会的問題など権利多様化した今日こそ法の手をいつでも差しのべる必要があるし、又現実的にその需要があるのである。そこで司法制度改革の一環として政府は弁護士人口の増加、司法書士への簡裁代理権の付与、日本司法支援センター、ADR機関の設置など数々の法施策を講じた。これはいうまでもなく全国民が地域にかかわりなく、等しく法律家からの法的救済を受ける権利を保障しようとしたことに他ならない。

その一部を政府は我々司法書士に委ねた訳であり、その法律家としての責務を十分に果たさなければならない。先にも述べた様に現在の司法書士の信頼や地位を築いた基となった不動産登記、商業登記などの登記実務すなわち国民の財産保護を果たしてきた業務についてもその重要性を忘れてはならず、その点もう一度検証し、司法書士の足もとをさらに強固にして行かねばならない。そのための具体的行動を事業計画として策定した。

2．重点事業

不動産登記、商業登記など登記業務の検証とオンライン申請。

司法書士総合相談センターの充実。日本司法支援センターとの連携。

ADRの事業の立ち上げ。

簡裁代理権の業務充実、推進。

司法過疎対策。

(1) 不動産登記、商業登記など登記業務の検証とオンライン申請

不動産登記、商業登記などの職務は司法書士の専門分野であるという認識が国民にある程度認知されていると思われる。これは長い間、司法書士が国民から信頼を受ける業務を行ってきた結果でもある。ただ過去に甘んじることなく今後も「登記の専門家は司法書士であり、登記業務は司法書士に委ねるべきである」という国民の信任の声を聞くためにも、専門家としての努力を欠いてはならない。

そこでもう一度司法書士が登記に関わることによって国民の権利保護が（特に財産権）が過不足なく十分に果たされるという裏付けを検証し、その結果を会員が実務・倫理研修などで共有し合うことにする。又登記のオンライン申請についても上記登記の信頼確保の延長線上にあるものとして会員に積極的に推進をはかり、登記業務全般は司法書士の確立された職務であるとの体制を整える。

(2) 司法書士総合相談センターの充実、日本司法支援センターとの連携

昨年の11月に相談センターを立ち上げ現在高知本会内、須崎、安芸、四万十で相談活動を積極的に行っており、十分な成果が得られている。今後も継続的に充実した相談活動を行い、県民の法的ニーズに応えていきたい。本年10月からは、いよいよ日本司法支援センター（法テラス）が移動することになり、司法書士相談センターも司法支援センターからの受け入れ準備をしていく必要がある。今のところ、どの程度の需要があるか未定であるが、試行段階ではかなりの件数の相談が寄せられている。そこで本会としてもその受け入れ準備体制をそれまでに整える必要がある。たとえば相談員の能力、数の確保、常駐窓口の人選、相談の割り振り方などの見直し等である。

(3) ADR（裁判外紛争解決手続）事業の立ち上げ

本会は、日司連のモデル会として、現在ADR立ち上げのための準備作業中である。現在のところ実施規程の法案作り、実施者名簿の作成、実施者の育成トレーニングを継続的に行っているが、本年10月頃に試行段階としての立ち上げを予定している。（正式には、来年4月以降法務省の認証を得てからである）

どのような事件がどのような形で何件来るかは全くの未知数であるが、裁判所の手続き以前での紛争解決によって、県民の法的救済が図れればと期待しているところである。具体的には準備としてADR広報活動の充実、手続実施者の増員実施者育成トレーニングの充実、申立（受付）手続とその受け入れ体制の整備などを今後煮つめていくことになる。

(4) 簡裁代理権の業務の充実・推進

簡裁代理権の付与については、数年後に見直すこととなっており業務実績如何によっては、資格剥奪ともなりかねない。そうなれば折角得た法律家なる付与名称も消え去るとも限らない。その点からも資格付与認定者は十分自分の立場を考えて頂きあくまでも国民への司法サービスのための資格であり、決して飾りや特権ではないということを認識して、今後の代理権活動を積極的に行う必要がある。

現在、裁判所での法廷活動を学ぶための研修を行っているが、今後も継続して行い充実したものとしたい。特に代理権活動は広範囲に及ぶため、法廷外を含め色々なものに対応できるようレベルアップを図ることを目標とする。

(5) 司法過疎対策

前述したとおり、司法書士に簡裁代理権の付与がなされた大きな要因はとりもなおさず司法書士の過疎地域での活動が評価されたからである。その司法書士の分布状況が段々と変容し、最近では全国的に司法書士過疎というものが生まれつつあり高知でもその傾向にある。全国にあまねく存在する司法書士が法律家として存在し、質のよい法的サービスを田舎でも平等に供給するという状況を今後も維持していく必要がある。そこで本会としても過疎対策として日司連とも連携を取りながら会員の過疎地での開業を支援し、その推進をすると共に過疎地での相談事業の充実・住民の権利擁護を図っていく。

各事業の具体的計画

[制度関係]

役員会（毎月）理事会（年4回）支部長会（1回）の開催
他団体との協力、支援、（法務局・裁判所・弁護士会・他士業会）
その他

[企画関係]

研修委員会

研修の企画運営

研修の実施（最低年3回）9月16日 11月25日 2月24日

内容 不動産登記（9/16） その他倫理研修など

各種研究会の管理・運営

研修会等の講師養成（不動産登記、商業登記、オンライン申請など）

任意研修会の開催

年次制研修の運営

日司連研修への派遣・推進

支部研修の協力

その他

広報委員会

対内広報誌年4回発行

ホームページの管理運営

対外広報新聞社などマスコミや市町村広報誌への宣伝広報

- ・ 司法書士業務全般
- ・ 会事業（例 法の日、相続登記月間など）

その他

簡裁代理関係業務推進委員会

簡裁代理権業務研修の企画運営

研修会（裁判傍聴含む）実施（各月開催）

裁判所との連携強化（例 協議会等の推進）

その他

消費者問題委員会

クレサラ相談会（毎週水曜日）

消費者問題の研究企画、クレサラ以外のエキスパートの育成

消費者問題の研修実施

全国一斉クレサラの開催協力

その他

調停センター設置準備室

センターの立ち上げ（10月予定）の準備、その実施、マニュアル作成

手続き実務者の募集、管理

手続き実務者の育成トレーニング企画、実施

その他

司法書士総合相談センター運営委員会

司法支援センターからの受入準備（受入管理マニュアル作成、予算書作成、受託者名簿管理）

相談員の募集、管理
相談員の育成、研修（相談過誤事例）
相談員・講師の派遣
各相談場所の運営管理
その他

成年後見（リーガルサポート）との連携・支援
調停センター・司法書士相談センター・日本司法支援センターに寄せられる高齢者問題や成年後見問題の受け入れ体制の整備
リーガルサポート会員育成強化の支援
その他

[会計関係]

会費見直し検討
日司連からの補助金の取扱い管理
その他

[その他]

- （ 1 ） 損害賠償に関する任意保険への加入促進
- （ 2 ） 司法書士国民年金基金への加入促進
- （ 3 ） 定期検診の推進
- （ 4 ） レクリエーション
 弁護士会とのゴルフコンペの開催